明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（二七〇）　二
○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七一）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（二七二）　二
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二七三）　二

〔告　示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委三七）　三
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　三
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二五二）　四
○消防法第十六条の四第二項に規定する指定講習機関を指定する件（同二五三）　四
○除籍が滅失した件（法務二六八）　四
○日本国に帰化を許可する件（同二六九）　四
○ベトナム国立歴史博物館における文化遺産保存・修復能力向上計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二六六）　四
○ドゥリケル病院外傷・救急センター整備計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同二六七）　四
○シンド州洪水被災地域における教育施設改修計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六八）　五
○気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二六九）　五
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七〇）　六
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十一条に基づき、特定社会基盤事業者の指定を解除する告示（経済産業一四三）　六
○石油の備蓄の確保等に関する法律第十三条第一項の規定に基づき、特定石油精製業者等を指定する告示（同一四四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一一二七、一一二八）　七
○都市計画に関する件（東北地方整備局五六）　七

〔人事異動〕
内閣　消費者庁　新潟県　山口県　七

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示一）　八

〔公　告〕
諸　事　項
官庁
証票無効関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令（政令第二七〇号）（内閣官房）

1　国家公務員法（昭和二二年法律第一二〇号）第四五条の二第三項の政令で定める事項について、一般職試験のうち大卒程度の者に行うものにより確保すべき人材に関する事項に、「一般的な教養」を規定することとした。また、海上保安学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項から、「物理」を削除することとした。（別表関係）

2　この政令は、令和六年一二月一日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七一号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年一一月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令の一部を改正する政令（政令第二七二号）（警察庁）

1　自転車の酒気帯び運転及び自転車の運転中における携帯電話使用等を自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為に加えることとした。（第四一条の三関係）

2　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一一月一日）から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二七三号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二三号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和六年一一月一日とすることとした。

政　令

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十号

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四十五条の二第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成二十六年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表一般職試験の項（大卒程度の者に係る部分に限る。）下欄第一号中「又は」を「若しくは」に、「知識を」を「知識又は一般的な教養を」に改め、同欄第三号中「又は技術」を「若しくは技術」に、「知識並びに」を「知識又は同号に規定する教養並びに」に改め、同表海上保安学校学生採用試験の項下欄第一号中「、ロ又はハ」を「又はロ」に改め、ロを削り、ハをロとし、同欄第二号中「若しくはロ」を削り、「同号ハ」を「同号ロ」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十二月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十一号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十二号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第二項第十三号中「（法第百十七条の二第一項第一号に規定する酒に酔つた状態であるものに限る。）」を削り、同項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　法第七十一条（運転者の遵守事項）第五号の五の規定に違反する行為（法第百十七条の四第一項第二号又は法第百十八条第一項第四号の罪に当たるものに限る。）

附　則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十四号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百七十三号

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第二十三号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和六年十一月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄